

## 【北朝鮮当局によって拉致された被害者等】

### 基本方針

#### 〈現状〉

○昭和45年(1970年)頃から昭和55年(1980年)頃にかけて、北朝鮮による日本人拉致が多発しました。拉致問題は、わが国の国家主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題です。北朝鮮当局による人権侵害問題に関する認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年(2006年)6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務が定められるとともに、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」としました。

#### 〈教育及び啓発の方針〉

拉致問題は、被害者及び被害者家族の高齢化が進んでおり、早急に解決が必要な国民的課題であり、国際社会をあげて取り組むべき課題です。この問題についての正しい知識の普及を図り、関心と認識を深めていく教育・啓発に取り組みます。

#### 〈事業の柱〉

##### ①啓発活動の推進

### 実施計画

#### 〈事業の柱〉

##### ①啓発活動の推進

事業名	事業内容 5年間(令和7年度～11年度)	主管課(機関順)
啓発活動の推進	国・県等と連携し、拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、市民の関心と認識を深めるため、各種の広報、啓発活動を推進する。	人権啓発課 人権啓発センター